

企画情報課

■ 食品中の放射性物質への対応の流れ

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応(23年3月17日～24年3月31日)
厚生労働省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、基準値を設定(24年4月1日～)



■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日～)
検査実施状況：23年3月18日～24年3月31日 137,037件、うち暫定規制値超過 1,204件 (0.88%)
24年4月1日～25年2月28日 252,372件、うち基準値超過 2,178件 (0.86%)



■ 超過食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄



■ 食品の出荷制限

【原子力災害対策本部】

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示(23年3月21日～)



■ 食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など

■ 食品の基準値の設定について

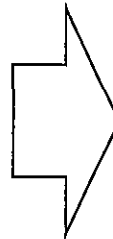
- 暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されていたが、
より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、暫定規制値で許容していた年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げた。

2

○放射性セシウムの暫定規制値※1 ○放射性セシウムの現行基準値※2

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定



食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

(単位:ベクレル/kg)

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

■ 食品中の放射性物質に関する検査計画（最終改正：平成24年7月12日）

国が都道府県に対象品目、検査頻度等を示し、放射性セシウムが
高く検出される可能性のある品目等を重点的に検査

検査計画を原子力災害対策本部において策定

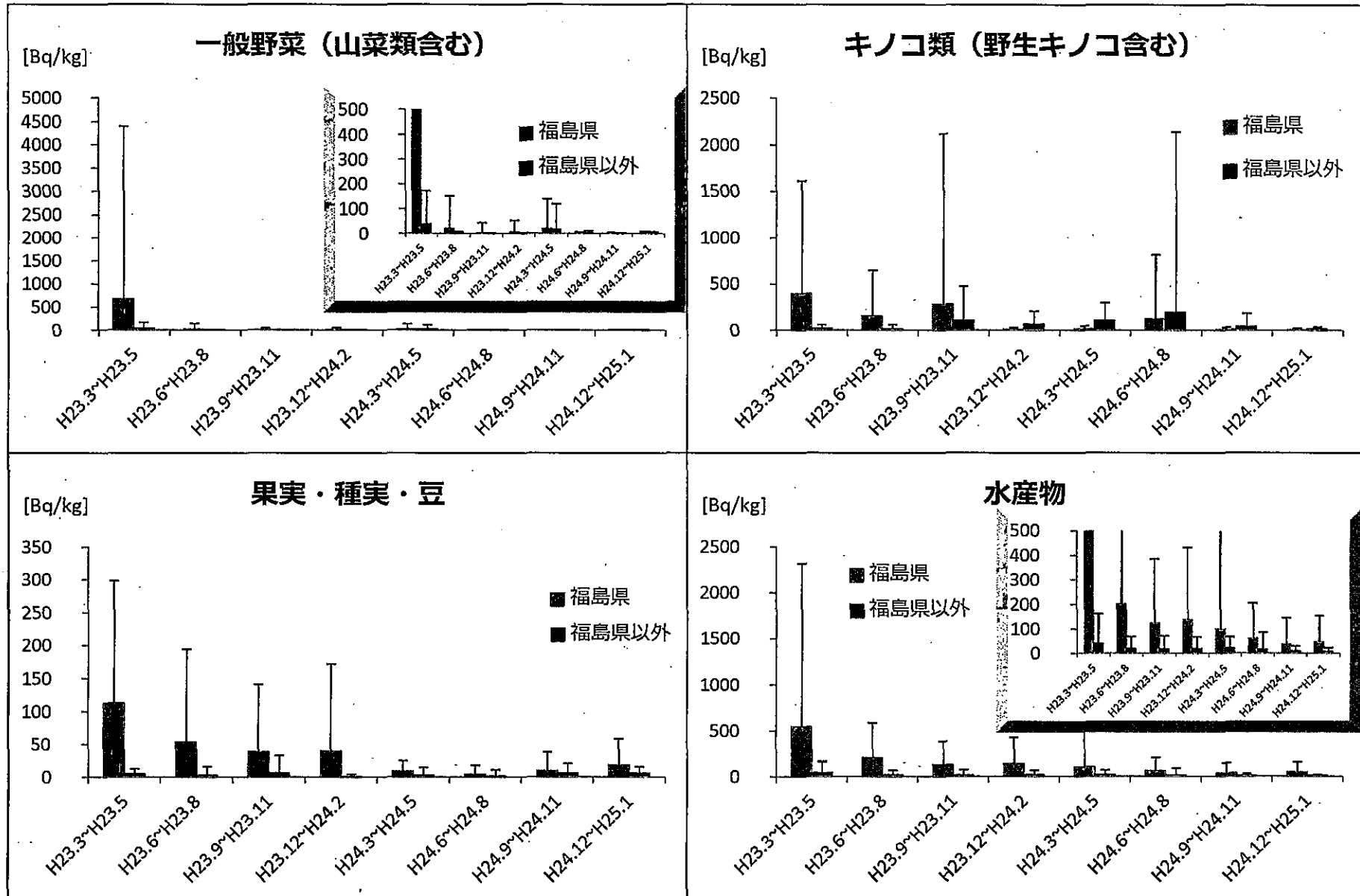
- 対象自治体(17都県)
過去の出荷指示の実績を踏まえ、2グループに分類
- 対象品目
 - ・放射性セシウムの検出レベルの高い食品
 - ・飼養管理の影響を大きく受ける食品
 - ・水産物
 - ・出荷制限の解除後の品目
 - ・市場流通品 等
- 対象区域・検査頻度
⇒検出レベル・品目の生産・出荷等の実態に応じて実施



各都道府県に対し、検査計画の策定、検査の実施を通知
(対象以外の自治体における検査の実施を含む)

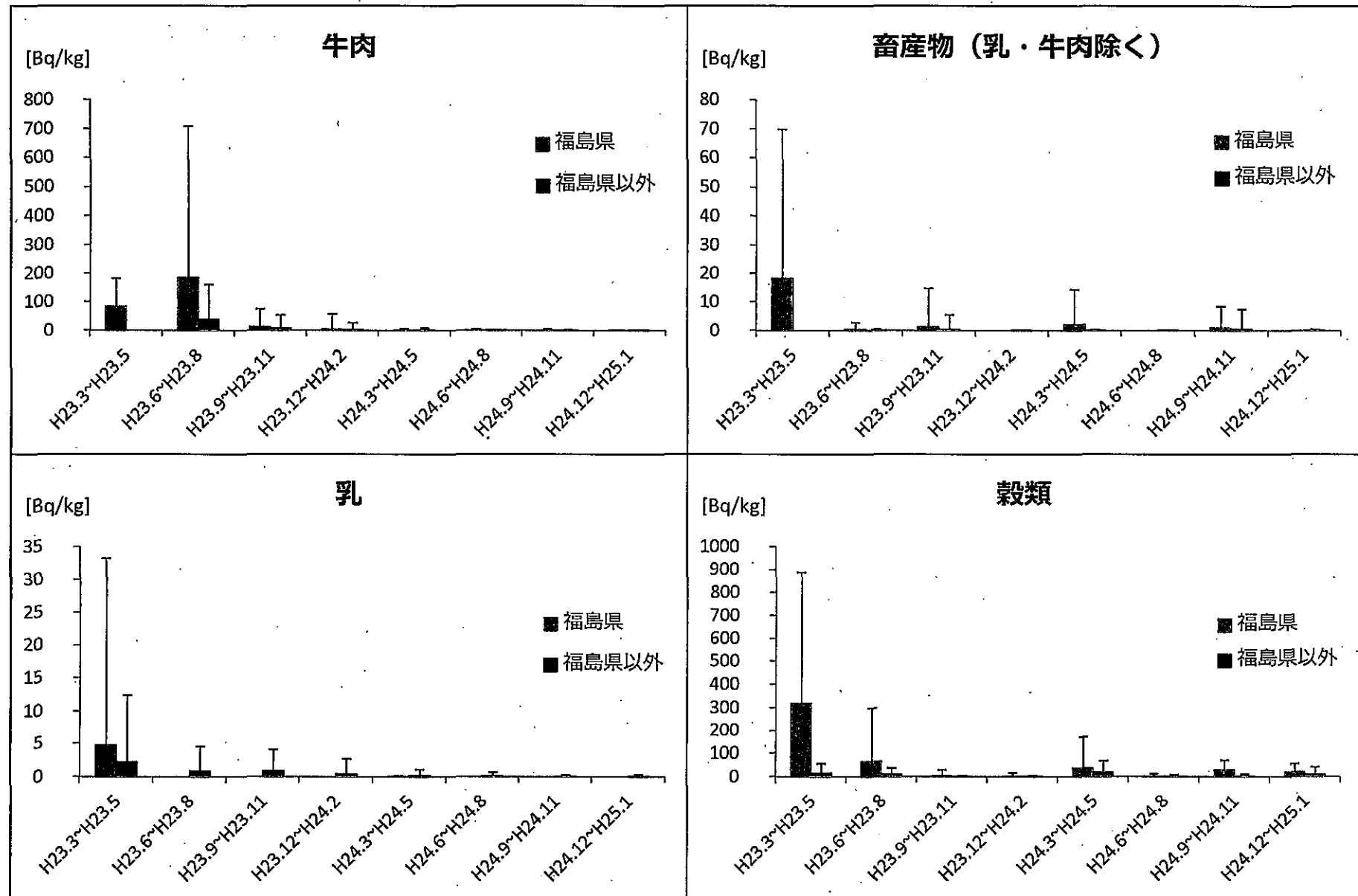
■ モニタリング検査における放射性セシウムの推移（１）

（平均値±標準偏差）



■ モニタリング検査における放射性セシウム の推移（2）

（平均値±標準偏差）



■ 食品分類別の放射性セシウム濃度の分布

○ 基準値100Bq/kgの食品

食品分類	内訳（上段：件数／下段：割合）		
	50 Bq/kg 未満	50～100 Bq/kg	100 Bq/kg 超過
一般野菜 (山菜含む)	13,168 98.0%	126 0.9%	144 1.1%
根菜	4,577 97.2%	77 1.6%	54 1.1%
キノコ類	3,223 83.8%	310 8.1%	315 8.2%
果実・種実	5,226 98.5%	65 1.2%	16 0.3%
豆類	4,642 98.0%	73 1.5%	21 0.4%
米	8,664 92.5%	619 6.6%	84 0.9%
穀類 (米除く)	4,852 98.0%	83 1.7%	14 0.3%
水産物 (海藻除く)	15,382 88.3%	1,068 6.1%	970 5.6%
海藻	108 100%	0 0%	0 0%
牛肉	147,875 99.983%	19 0.013%	6 0.004%
肉・卵 (牛肉・野生鳥獣肉除く)	1,661 99.7%	3 0.2%	2 0.1%
野生鳥獣肉	425 42.6%	224 22.4%	349 35.0%
乳製品	495 100%	0 0%	0 0%
総計	210,298 97.8%	2,667 1.2%	1,975 0.9%

○ 基準値50Bq/kgの食品

食品分類	内訳（上段：件数／下段：割合）	
	50 Bq/kg 以下	50 Bq/kg 超過
乳	3,459 100%	0 0%
乳児用食品	886 100%	0 0%
総計	4,345 100%	0 0%

○ 基準値10Bq/kgの食品

食品分類	内訳（上段：件数／下段：割合）	
	10 Bq/kg 以下	10 Bq/kg 超過
飲用茶	975 98.7%	13 1.3%
水	508 100%	0 0%
総計	1,483 99.1%	13 0.9%

注）それぞれ平成24年4月から平成25年1月末までの実績

■ 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限

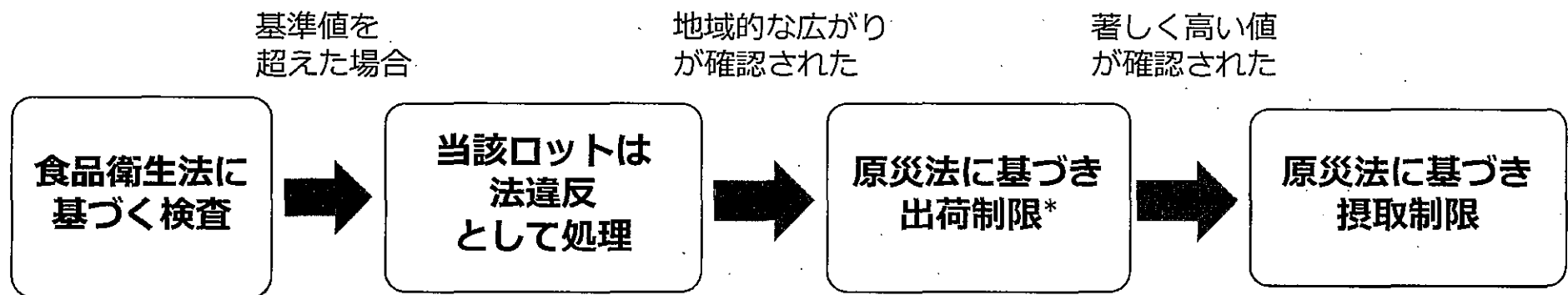
- 原子力災害対策特別措置法(原災法)に基づく指示
- 地域的な広がりが確認された場合に「**出荷制限**」
- 著しく高濃度の値が検出された場合は「**摂取制限**」

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

- 地域的な広がりが確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 地域は、都道府県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

- 当該自治体からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ複数区域に分割が可能。
- 直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下
など



■ 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品

(平成25年2月28日時点)

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ・カキナ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー等のアブラナ科の花蕾類、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、 <u>キノコ類(野生のものに限る。)</u> 、 <u>タケノコ</u> 、 <u>わさび(畑において栽培されたものに限る。)</u> 、 <u>くさそてつ(こごみ)</u> 、 <u>たらのめ(野生のものに限る。)</u> 、 <u>ふきのとう(野生のものに限る。)</u> 、 <u>こしあぶら</u> 、 <u>ぜんまい</u> 、 <u>わらび</u> 、 <u>ウメ</u> 、 <u>ユズ</u> 、 <u>クリ</u> 、 <u>キウイフルーツ</u> 、 <u>小豆</u> 、 <u>大豆</u> 、 <u>米(平成23・24年産^{注1})</u> 、 <u>ヤマメ(養殖を除く。)</u> 、 <u>ウグイ</u> 、 <u>ウナギ</u> 、 <u>アユ(養殖を除く。)</u> 、 <u>イワナ(養殖を除く。)</u> 、 <u>コイ(養殖を除く。)</u> 、 <u>フナ(養殖を除く。)</u> 、 <u>イノシシ肉</u> 、 <u>クマ肉</u> (全域) 牛肉 ^{注1} 、カルガモの肉、キジの肉、ノウサギの肉、ヤマドリの肉、海産物(41種)
青森県	(一部地域) <u>キノコ類(野生のものに限る。)</u>
岩手県	(一部地域) <u>原木クリタケ(露地栽培)</u> 、 <u>原木シイタケ(露地栽培)</u> 、 <u>原木ナメコ(露地栽培)</u> 、 <u>キノコ類(野生のものに限る。)</u> 、 <u>タケノコ</u> 、 <u>こしあぶら</u> 、 <u>ぜんまい</u> 、 <u>せり(野生のものに限る。)</u> 、 <u>わらび(野生のものに限る。)</u> 、 <u>大豆^{注1}</u> 、 <u>ソバ^{注1}</u> 、 <u>クロダイ</u> 、 <u>スズキ</u> 、 <u>イワナ(養殖を除く。)</u> 、 <u>ウグイ</u> (全域) 牛肉 ^{注1} 、 <u>シカ肉</u> 、 <u>クマ肉</u> 、 <u>ヤマドリ肉</u>
宮城県	(一部地域) <u>原木シイタケ(露地栽培)</u> 、 <u>キノコ類(野生のものに限る。)</u> 、 <u>タケノコ</u> 、 <u>くさそてつ(こごみ)</u> 、 <u>こしあぶら</u> 、 <u>ぜんまい</u> 、 <u>大豆</u> 、 <u>ソバ^{注1}</u> 、 <u>ヒガンフグ</u> 、 <u>ヒラメ</u> 、 <u>イワナ(養殖を除く。)</u> 、 <u>ヤマメ(養殖を除く。)</u> 、 <u>ウグイ</u> (全域) 牛肉 ^{注1} 、 <u>イノシシ肉</u> 、 <u>クマ肉</u> 、 <u>クロダイ</u> 、 <u>スズキ</u>
山形県	(全域) <u>クマ肉</u>
茨城県	(一部地域) <u>原木シイタケ(露地・施設栽培)</u> 、 <u>タケノコ</u> 、 <u>こしあぶら(野生のものに限る。)</u> 、 <u>茶</u> 、 <u>マダラ</u> 、 <u>ヒラメ</u> 、 <u>アメリカナマス(養殖を除く。)</u> 、 <u>ギンブナ(養殖を除く。)</u> 、 <u>ウナギ</u> (全域) <u>イノシシ肉^{注1}</u> 、 <u>イシガレイ</u> 、 <u>コモンカスベ</u> 、 <u>シロメバル</u> 、 <u>スズキ</u> 、 <u>ニベ</u>
栃木県	(一部地域) <u>原木シイタケ(露地・施設栽培)</u> 、 <u>原木クリタケ(露地栽培)</u> 、 <u>原木ナメコ(露地栽培)</u> 、 <u>キノコ類(野生のものに限る。)</u> 、 <u>タケノコ</u> 、 <u>くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)</u> 、 <u>こしあぶら(野生のものに限る。)</u> 、 <u>さんしょう(野生のものに限る。)</u> 、 <u>ぜんまい(野生のものに限る。)</u> 、 <u>たらのめ(野生のものに限る。)</u> 、 <u>わらび(野生のものに限る。)</u> 、 <u>クリ</u> 、 <u>茶</u> 、 <u>イワナ(養殖を除く。)</u> 、 <u>ヤマメ(養殖を除く。)</u> (全域) 牛肉 ^{注1} 、 <u>イノシシ肉^{注1}</u> 、 <u>シカ肉</u>
群馬県	(一部地域) <u>キノコ類(野生のものに限る。)</u> 、 <u>イワナ(養殖を除く。)</u> 、 <u>ヤマメ(養殖を除く。)</u> 、 <u>茶</u> (全域) <u>イノシシ肉</u> 、 <u>クマ肉</u> 、 <u>シカ肉</u> 、 <u>ヤマドリの肉</u>
埼玉県	(一部地域) <u>キノコ類(野生のものに限る。)</u>
千葉県	(一部地域) <u>原木シイタケ(露地・施設栽培)</u> 、 <u>タケノコ</u> 、 <u>茶</u> 、 <u>ギンブナ</u> (全域) <u>イノシシ肉^{注1}</u>
新潟県	(一部地域) <u>クマ肉</u>
山梨県	(一部地域) <u>キノコ類(野生のものに限る。)</u>
長野県	(一部地域) <u>キノコ類(野生のものに限る。)</u>
静岡県	(一部地域) <u>キノコ類(野生のものに限る。)</u>

注1) 福島県・岩手県・宮城県・栃木県の牛肉、茨城県・栃木県・千葉県のイノシシ肉、福島県の24年産米、岩手県産大豆及び岩手県・宮城県のソバに係る出荷制限については、知事の管理下のもとで出荷するものについて一部解除

注2) 太字については、平成24年4月以降、新たに出荷制限の指示又は指示対象範囲が拡大した品目を指す

■ 食品の検査体制整備等への国の支援

● 基本的な考え方

関係省庁が連携して、地方自治体でのモニタリング検査の実施を支援し、食の安全・安心の確保に努める。

■ 検疫所や国立試験研究機関において、引き続き、地方自治体の検査を支援(自治体がサンプリングした検体の検査を国の機関で実施)

■ 流通段階の食品の買上調査を実施し、必要に応じ自治体による検査強化を要請

■ 厚生労働省において、地方自治体による検査結果を集約し、基準値を超えなかったものも含め、迅速に公表

■ 地方自治体等の機器整備に対して、支援措置を実施

(厚労省) 都道府県、保健所設置市、特別区の行う食品衛生法に基づく食品中の放射性物質検査に必要な検査機器導入に対する補助

(農水省) 都道府県、市町村、農業者団体等の食品中の放射性物質検査に必要な検査機器導入に対する支援

(消費者庁) 住民が消費する食品の放射性物質検査を行おうとする都道府県、市町村への機器貸与

■ 食品中の放射性物質対策に関するリスクコミュニケーションの主な取組

1. 広報の実施

○政府広報

平成24年度の政府の重点広報テーマの一つとして、新聞、ラジオ、インターネット等の媒体により、幅広く基準値や検査体制等について広報を実施。

○キャンペーン「食べものと放射性物質のはなし」

平成24年9月～12月まで、関係省庁（消費者庁、内閣府食品安全委員会、農林水産省）と連携し、スーパーマーケットの食品売り場や公共施設等において、ポスターの掲示や、リーフレットの配布を実施。

○厚生労働省のホームページ「食品中の放射性物質への対応」における情報提供

基準値の概要資料、Q & A、試験法や検査計画に関するガイドライン等を掲載。また、地方自治体からの検査結果をとりまとめ、基準値超過の有無に関わらず全てを公表。

○その他

- ・リーフレット：基準値の概要について、一般消費者向けのリーフレットを作成。
- ・ラジオ：内閣府被災者生活支援チームによる福島県内のラジオ放送で基準値について説明。
- ・地方自治体の広報誌等による広報：都道府県や市町村の広報誌等への広報・周知を要請。

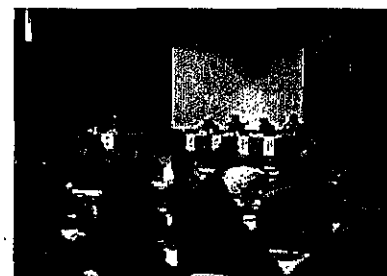
2. 説明会の開催

○消費者、生産者等との意見交換会

食品中の放射性物質の基準値等について、消費者、事業者、生産者等を対象に、関係省庁および地方自治体と連携しながら、全国各地で意見交換会を開催。（平成23年度：7箇所、平成24年度：平成25年2月28日時点で27箇所開催）

○講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも積極的に担当者を派遣。



各都道府県市カネミ油症担当部署一覧

都道府県	担当部局課室	郵便番号	住所	電話番号	FAX
北海道	北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課	060-8588	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5261	011-232-1037
青森県	青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ	030-8570	青森県青森市長島1丁目1-1	017-734-9214	017-734-8047
岩手県	岩手県環境生活部県民くらしの安全課	020-8570	岩手県盛岡市内丸10-1	019-629-5323	019-629-5279
宮城県	環境生活部食と暮らしの安全推進課	980-8570	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号	022-211-2644	022-211-2698
秋田県	生活環境部生活衛生課	010-8570	秋田市山王4丁目1-1	018-860-1593	018-860-3856
山形県	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品衛生課	990-8570	山形県山形市松波二丁目8番1号	023-630-2567	023-624-8058
福島県	保健福祉部食品生活衛生課	960-8670	福島市杉妻町2番16号	024-521-7245	024-521-7925
茨城県	保健福祉部生活衛生課食の安全対策室	310-8555	茨城県水戸市笠原町978-6	029-301-3424	029-301-0800
栃木県	保健福祉部生活衛生課食品衛生推進課食品衛生チーム	320-8501	栃木県宇都宮市壺田1-1-20	028-623-3109	028-623-3116
群馬県	健康福祉部食品衛生課食品衛生課	371-8570	群馬県前橋市大手町1-1-1	027-226-2442	027-243-3426
埼玉県	埼玉県保健医療部食品衛生課	330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3608	048-830-4807
千葉県	健康福祉部衛生指導課食品衛生推進課企画調整班	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2638	043-227-2713
東京都	福祉保健局健康安全部食品監視課食中毒調査係	163-8001	新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎21階	03-5320-4405	03-5388-1431
神奈川県	保健福祉部生活衛生課食品衛生課	231-8588	神奈川県横浜市中区日本大通1	045-210-4943	045-210-8864
新潟県	福祉保健部生活衛生課	950-8570	新潟県新潟市中央区新光町4番地1	025-280-5205	025-284-6757
富山県	厚生部生活衛生課	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3230	076-444-3497
石川県	石川県健康福祉部薬事衛生課	920-8580	石川県金沢市鞍月1-1	076-225-1443	076-225-1444
福井県	健康福祉部医薬食品・衛生課	910-8580	福井県福井市大手3丁目17-1	0776-20-0354	0776-20-0640
山梨県	山梨県福祉保健部衛生課業務課	400-8501	山梨県甲府市内丸の内1丁目6-1	055-223-1489	055-223-1492
長野県	健康福祉部食品・生活衛生課 食品衛生係	380-8570	長野市南長野橋下692-2	026-235-7155	026-232-7288
岐阜県	健康福祉部生活衛生課	500-8570	岐阜市鼓田南2-1-1	058-272-8280	058-278-2627
静岡県	健康福祉部衛生課	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2538	054-221-2342
愛知県	健康福祉部健康担当局生活衛生課	460-8501	名古屋市中区丸の内三丁目1番2号	052-954-6297	052-954-6921
三重県	三重県健康福祉部食品衛生課	514-8570	三重県津市広明町13番地	059-224-2343	059-224-2344
滋賀県	健康福祉部生活衛生課食の安全推進室	520-8577	滋賀県大津市京町四丁目1番1号	077-528-3643	077-528-4861
京都府	京都府健康福祉部生活衛生課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町	075-414-4773	075-414-4780
大阪府	健康医療部食の安全推進課	540-8570	大阪府大阪市東区大手前2丁目	06-6944-6703	06-6942-3910
兵庫県	健康福祉部生活消費局生活衛生課	650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通10-5-1	078-362-3257	078-362-3970
奈良県	くらし創造消費・生活安全課	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8681	0742-22-0300
和歌山県	環境生活部県民局食品・生活衛生課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2630	073-432-1952
鳥取県	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	680-8570	鳥取県鳥取市東町1丁目220	0857-26-7284	0857-26-8171
島根県	健康福祉部薬事衛生課食品衛生グループ	690-0887	島根県松江市殿町128	0852-22-5264	0852-22-6041
岡山県	保健福祉部生活衛生課食の安全推進班	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7338	086-231-1434
広島県	健康福祉局食品生活衛生課	730-8511	広島県広島市中区基町10-52	082-513-3104	082-227-1057
山口県	環境生活部生活衛生課食の安心・安全推進班	753-8501	山口県山口市滝町1番1号	083-933-2974	083-933-3079
徳島県	徳島県危機管理課県民くらし安全局安全衛生課	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2229	088-621-2848
香川県	健康福祉部生活衛生課	760-8570	香川県高松市番町4-1-10	087-832-3180	087-862-3606
愛媛県	保健福祉部健康衛生課業務衛生課	790-8570	愛媛県松山市一番町4丁目4-2	089-912-2395	089-912-2389
高知県	高知県健康政策部健康対策課	780-8570	高知県高知市丸の内1丁目2-20	088-823-9674	088-873-9941
福岡県	保健医療介護部保健衛生課食品衛生係	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3280	092-643-3282
佐賀県	健康福祉部生活衛生課	840-8570	佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号	0952-25-7077	0952-25-7303
長崎県	県民生活部生活衛生課 食品乳肉衛生班	850-8570	長崎県長崎市江戸町2番13号	095-895-2364	095-824-4780
熊本県	健康福祉部健康危機管理課	862-8570	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1	096-333-2247	096-387-0167
大分県	大分県生活環境部食品衛生課	870-8501	大分県大分市大手町3丁目1番1号	097-506-3058	097-506-1743
宮崎県	福祉保健部衛生管理課	880-8501	宮崎市橘通り東2の10の1	0985-26-7077	0985-26-7347
鹿児島県	保健福祉部生活衛生課	890-8577	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-2786	099-286-5562
沖縄県	環境生活部生活衛生課	900-8507	沖縄県那覇市泉峰1-2-2	098-866-2055	098-866-2723
指定都市					
札幌市	札幌市保健福祉局保健所食の安全推進課	060-0042	札幌市中央区大通西19丁目west19 3階	011-622-5174	011-622-5177
仙台市	健康福祉局保健衛生部生活衛生課	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1	022-214-8205	022-214-8157
さいたま市	保健福祉局保健部食品衛生推進課	330-9588	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1300	048-829-1967
千葉市	健康福祉局健康部生活衛生課	260-8722	千葉市中央区千葉港2-1	043-245-5215	043-245-5556
横浜市	健康福祉局健康安全部食品衛生課	231-0017	横浜市中区港町1-1	045-671-2461	045-641-6074
川崎市	健康福祉局健康安全室	210-8577	川崎市川崎区宮本町1番地	044-200-2445	044-200-3927
相模原市	健康福祉局保健所生活衛生課	252-5277	相模原市中央区中央2-11-15	042-769-9234	042-750-3066
新潟市	新潟市保健所食の安全推進課	950-0914	新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号	025-212-8223	025-246-5673
静岡市	静岡市保健衛生部	420-0846	静岡市葵区城東町24-1	054-249-3161	054-209-0541
浜松市	保健所生活衛生課	432-8550	浜松市中区鶴江二丁目11番2号	053-453-6114	053-459-3561
名古屋市	名古屋市保健福祉局健康部食品衛生課	460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1	052-972-2648	052-955-6225
京都市	京都市保健福祉局健康衛生推進室	604-8571	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町489番地	075-222-3429	075-222-3416
大阪市	堺市保健福祉局健康部保健所食品衛生課	545-0051	大阪府堺市堺区南瓦町3-1	072-222-9925	072-222-1406
神戸市	保健福祉局健康部健康づくり支援課	650-8570	神戸市中央区加納町6-5-1	078-322-6517	078-322-6053
岡山市	保健福祉局保健管理課	700-8546	岡山市北区鹿田町1-1-1 岡山市保健福祉会館7階	086-803-1276	086-803-1756
広島市	広島市健康福祉局保健部食品衛生課	730-0043	広島市中区富士見町11-27	082-241-7434	082-241-2567
北九州市	保健福祉局保健医療部保健衛生課	803-8501	北九州市小倉北区城内1-1	093-582-2435	093-582-4037
福岡市	保健福祉局生活衛生部食品衛生推進課	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1	092-711-4277	092-733-5588
熊本市	健康福祉子ども局食品衛生課	862-0971	熊本市中央区大江5丁目1-1	096-371-5006	096-371-5172

中核市					
函館市	市立函館保健所生活衛生課	040-0001	函館市五稜郭町23番1号	0138-32-1523	0138-32-1526
旭川市	旭川市保健所衛生検査課	070-8525	北海道旭川市7条通10丁目	0166-25-5324	0166-26-8201
青森市	青森市福祉部生活衛生課	030-0962	青森市佃2-19-13	017-765-5293	017-765-5283
盛岡市	盛岡市保健所生活衛生課	029-0884	岩手県盛岡市神明町3-29	019-603-8311	019-654-5665
秋田市	秋田市保健所衛生検査課	010-0976	秋田市八橋南1丁目8-3	018-883-1181	018-883-1344
郡山市	郡山市保健福祉部保健所生活衛生課	963-8024	福島県郡山市朝日2丁目15-1	024-924-2157	024-934-2860
いわき市	いわき市保健所生活衛生課	973-8408	福島県いわき市内郷高坂町四方木田191	0246-27-8593	0246-27-8600
宇都宮市	保健所生活衛生課	321-0974	宇都宮市竹林町972番地	028-626-1110	028-627-9244
前橋市	前橋市役所健康部衛生検査課	371-0014	群馬県前橋市朝日町3-36-17	027-220-5778	027-223-8835
高崎市	高崎市保健所生活衛生課	370-0829	高崎市高松町5-28	027-381-6116	027-381-6124
川越市	保健所食品・環境衛生課	350-1104	埼玉県川越市小ヶ谷817-1	049-227-5103	049-224-2261
船橋市	保健所	273-0011	船橋市湊町2-10-18	047-431-4191	047-433-7978
柏市	保健所	277-0004	千葉県柏市柏下65番地1ウエルネス柏内	04-7167-1259	04-7167-1732
横須賀市	横須賀市保健所生活衛生課	238-0046	横須賀市西邊見町1-38-11ウエルシティ市民プラザ3階	046-824-2191	046-824-2192
富山市	福祉保健部保健所生活衛生課	939-8588	富山市麓川459-1	076-428-1154	076-428-1157
金沢市	金沢市保健所衛生指導課	920-8533	金沢市西念3丁目4番25号	076-234-5112	076-220-2518
長野市	長野市保健所健康課	380-0928	長野市若里6丁目6番1号	026-226-9960	026-226-9982
岐阜市	岐阜市保健所食品衛生課	500-8309	岐阜市都通2丁目19番地	058-252-7194	058-252-0012
豊橋市	豊橋市健康福祉部保健所生活衛生課	441-8539	愛知県豊橋市中野町宇中原100番地	0532-39-9124	0532-38-0780
岡崎市	岡崎市保健所生活衛生課	444-8545	岡崎市若宮町2-1-1	0564-23-6068	0564-23-6621
豊田市	福祉保健部保健衛生課	471-8501	愛知県豊田市西町3-60	0565-34-6181	0565-31-6630
大津市	大津市健康福祉部保健所健康推進課	520-0047	滋賀県大津市浜大津4丁目1-1	077-528-2748	077-523-1110
東大阪市	東大阪市保健所健康づくり課	578-0941	東大阪市岩田町4丁目3番22の300号	072-960-3802	072-960-3809
高槻市	高槻市保健所保健衛生課	569-0052	大阪府高槻市城東町5番7号	072-661-9331	072-661-1800
豊中市	豊中市健康福祉部保健所衛生管理課	561-0881	大阪府豊中市中桜塚4-11-1豊中市保健所	06-6152-7320	06-6152-7328
姫路市	姫路市保健所衛生課	670-8530	姫路市坂田町3	079-289-1633	079-289-0210
尼崎市	尼崎市保健福祉局保健所生活衛生課	660-0052	兵庫県尼崎市保健福祉局保健所生活衛生課	06-4869-3018	06-4869-3049
西宮市	西宮市保健所食品衛生課	662-8855	兵庫県西宮市江上町3-26	0798-26-3668	0798-33-1174
奈良市	奈良市保健所生活衛生課	630-8122	奈良市三条本町13番1号	0742-93-8395	0742-34-2485
和歌山市	和歌山市保健所生活衛生課	640-8137	和歌山市吹上5丁目2番15号	073-433-2261	073-431-9980
倉敷市	生活衛生課食品衛生係	710-0802	岡山県倉敷市笹沖170番地	086-434-9826	086-434-9833
福山市	福山市保健所生活衛生課	720-0032	広島県福山市三吉町南2丁目11番22号	084-928-1165	084-928-1143
下関市	下関市立下関保健所生活衛生課	750-0006	山口県下関市南部町1番6号	083-231-1936	083-231-1159
高松市	高松市保健所生活衛生課	760-0074	香川県高松市桜町1-10-27	087-839-2865	087-839-2879
松山市	保健福祉部生活衛生課	790-0813	愛媛県松山市萱町6丁目30-5	089-911-1808	089-923-6627
高知市	高知市保健所健康づくり課	780-0850	高知市丸ノ内1-7-45	088-823-9436	088-823-8020
久留米市	久留米市健康福祉部衛生対策課	830-0022	福岡県久留米市城南町15番地5	0942-30-9726	0942-30-9833
長崎市	市民健康部生活衛生課	850-8685	長崎市桜町6番3号	095-829-1155	095-829-1230
大分市	福祉保健部大分市保健所衛生課	870-8506	大分県大分市荷揚町6番1号	097-536-2704	097-532-3490
宮崎市	宮崎市保健所保健衛生課	880-0879	宮崎市保健所保健衛生課	0985-29-5283	0985-61-1210
鹿児島市	鹿児島市保健所生活衛生課	890-8543	鹿児島市鶴池2丁目25番1-11号	099-258-2331	090-258-2392
保健所政令					
小樽市	小樽市保健所生活衛生課食品衛生グループ	047-0033	小樽市富岡1丁目5番12号	0134-22-3118	0134-22-1469
八王子市	八王子市保健所生活衛生課	192-0083	東京都八王子市旭町13番18号	042-645-5111	042-644-9100
町田市	いきいき健康部生活衛生課	194-0021	東京都町田市市中町2-13-3	042-722-7254	042-722-3249
藤沢市	保健所生活衛生課	251-0022	藤沢市鶴沼2131-1	0466-50-3594	0466-28-2121
四日市市	四日市市保健所衛生指導課	510-0085	三重県四日市市諏訪町2-2	059-352-0592	059-351-3304
呉市	呉市保健部保健所生活衛生課	737-0041	広島県呉市和庄1丁目2-13すこやかセンター呉3F	0823-25-3536	0823-24-6826
大牟田市	保健福祉部生活衛生課	836-8666	福岡県大牟田市有明町2丁目3番地	0944-41-2668	0944-41-2675
佐世保市	保健福祉部生活衛生課	857-0042	長門県佐世保市高砂町5-1佐世保市中央保健福祉センター	0956-25-9716	0956-23-8013
特別区					
千代田区	保健福祉部(千代田保健所)生活衛生課	102-0073	東京都千代田区九段北1丁目2番14号	03-5211-8196	03-5211-8193
中央区	中央区保健所福祉保健部生活衛生課	104-0044	東京都中央区明石町12-1	03-3546-5399	03-3546-9554
港区	みなと保健所生活衛生課食品安全推進担当	108-8315	東京都港区三田1-4-10	03-6400-0047	03-3455-4470
新宿区	新宿区役所健康部衛生課	160-0022	東京都新宿区新宿5-18-21	03-5273-3872	03-3209-1441
文京区	保健衛生部生活衛生課	112-8555	東京都文京区春日1丁目16番21号文京シビックセンター8階	03-5803-1228	03-5803-1386
台東区	保健所生活衛生課	110-0015	東京都台東区東上野4-22-8 食品衛生担当	03-3847-9466	03-3841-4325
墨田区	福祉保健部保健衛生担当生活衛生課	130-8640	東京都墨田区吾妻橋1-23-20	03-5608-6943	03-5608-6405
江東区	江東区保健所生活衛生課	135-0016	東京都江東区東陽2-1-1	03-3647-5812	03-3615-7171
品川区	保健所生活衛生課	140-8715	東京都品川区広町2-1-36	03-5742-9139	03-5742-9104
目黒区	健康推進部生活衛生課	153-8573	東京都目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎3階	03-5722-9506	03-5722-9508
大田区	大田区保健所生活衛生課	143-0015	大田区大森西1-12-1	03-5764-0698	03-5764-0711
世田谷区	保健所生活保健課	154-8504	東京都世田谷区世田谷4-22-35	03-5432-2901	03-5432-3054
渋谷区	健康推進部生活衛生課食品衛生係	150-8010	東京都渋谷区宇田川町1番1号	03-3463-2253	03-5458-4943
中野区	環境部生活環境分野	164-0001	中野区中野2-17-4	03-3382-6664	03-3382-6667
杉並区	杉並保健所生活衛生課	167-0051	杉並区荻窪5丁目20番1号	03-3391-1991	03-3391-1926
豊島区	池袋保健所生活衛生課食品衛生担当係	170-0013	豊島区東池袋1-20-9池袋保健所	03-3987-4177	03-3981-5452
北区	北区保健所生活衛生課	114-0001	東京都北区東十条2-7-3	03-3919-0726	03-3919-5163
荒川区	健康部生活衛生課	118-8502	東京都荒川区荒川2丁目11番1号	03-3802-4240	03-3806-2976
板橋区	板橋区生きがい部(保健所)生活衛生課	173-0014	東京都板橋区大山東町32-15	03-3579-2336	03-3579-1337
練馬区	保健所生活衛生課	176-8501	東京都練馬区豊玉北6-12-1	03-5984-4675	03-5984-1211
足立区	足立区中央本町一丁目5番3号	120-0011	足立区立足立保健所生活衛生課	03-3880-5363	03-3880-6998
葛飾区	葛飾区役所保健所生活衛生課	125-0062	東京都葛飾区青戸4-15-14健康プラザかつしか	03-3602-1242	03-3602-1298
江戸川区	江戸川保健所生活衛生課食品衛生調整係	133-0052	東京都江戸川区東小岩3-23-3	03-3658-3177	03-3671-5798

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（概要） H24.8.29成立

カネミ油症患者が置かれている事情に鑑み、カネミ油症患者に関する施策に関し、①**基本理念**を定め、②**国等の責務**を明らかにし、③**基本指針**の策定について定めるとともに、④**施策の基本となる事項**を定めることにより、カネミ油症患者に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

基本理念

*カネミ油症患者の適切な医療の確保。生活の質の維持向上。

*カネミ油症に関する専門的・学際的・総合的な研究の推進による診断、治療等の技術の向上。その成果の普及・活用・発展。

*カネミ油症患者等の人権が尊重され、差別されないように配慮。

*原因事業者に対する国の支援は、カネミ油症患者の生活の質の維持向上に資することを旨として行われるものとする。

国等の責務

国
基本理念にのっとり、施策を総合的に策定・実施

関係地方公共団体
基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を策定・実施

原因事業者
医療費の支払その他被害の回復の誠実な実施等

国民
正しい知識を持ち、カネミ油症患者等が差別されないように配慮

基本指針

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的な指針を策定

基本的施策

原因事業者による医療費の支払その他被害の回復の支援

カネミ油症患者の健康状態の把握

診断基準の見直し及び調査・研究の促進等

カネミ油症患者に対する医療提供体制の確保

症状・治療等に関する情報の収集・提供、相談支援の推進

<附則>

- ・政府は、法律の施行後三年を目途として、施行状況を勘案し、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ・経済的社会的環境の変化等により原因事業者の事業の継続が困難となることが明らかとなった場合には、この法律の規定について速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針（概要）

H24.11.30施行

○原因事業者による医療費の支払等の被害の回復の支援

＜医療費の支払の支援＞

今後とも、最大限、カネミ倉庫株式会社が保有する倉庫の有効かつ安定的な活用を図り、将来にわたって医療費がカネミ倉庫株式会社から確実に支払われるようにする。

＜一時金の残余等の支払の支援＞

カネミ倉庫株式会社による新たな倉庫の活用のための取組を支援するとともに、政府所有米穀の保管の委託数量の拡大等による収入の増加を図り、その利益について一時金の残余等の支払に適切に充てられるようにする。

＜上記施策の実施の確保＞

カネミ油症患者に対し医療費や一時金の残余等が確実に支払われるよう、その状況について把握するとともに、必要に応じてカネミ倉庫株式会社に対する指導を行う。

○カネミ油症患者の健康状態の把握

油症の特殊性を踏まえ、油症の調査・研究を更に推進するため、油症患者の健康実態調査を実施し、対象者に「健康調査支援金」を支給する。当面、毎年度実施する。

○カネミ油症の診断基準の見直し、調査、研究

事件当時の同居家族で健康被害を受けた者が、家族内で認定結果が分かれることのないよう、油症治療研究班に対して、診断基準を拡大する方向で速やかに結論をとりまとめるよう要請する。

また、今後とも油症治療研究班への助成を行い、カネミ油症に関する調査及び研究の効果的な推進を図る。

○カネミ油症に係る医療提供体制の確保

厚生労働省や関係都府県等が医療機関等と調整し、油症患者受療券が利用可能な医療機関の拡大を図るとともに、受療券が利用可能な医療機関の一覧を作成し、周知を図る。

○カネミ油症の症状、治療等の情報の収集・提供及び相談支援

油症治療研究班に蓄積される最新の研究成果や医学的知見及び医師の治療の参考となる症例集を、全国の医療機関に対して、インターネット等により速やかに情報提供する等の取組を図る。

また、厚生労働省や関係都道府県は、カネミ倉庫株式会社による医療費の支払等に関するカネミ油症患者からの相談に対応する。

○カネミ油症患者に関する施策に関するその他の重要事項

＜カネミ油症に関する正しい知識の普及啓発＞

カネミ油症患者等が不当に差別されることのないよう、国及び関係地方公共団体は、カネミ油症に関する正しい知識の普及啓発に努める。

＜関係団体等による定期的な協議等＞

国、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者の三者から構成される定期的な協議の場を設けるとともに、関係省庁から構成される連絡会議の開催を通じ、情報の共有及び施策の連携を図る。

カネミ油症患者に対する総合的な支援策の体系

カネミ油症の患者の方々の要望に沿って、総合的な支援策を実施

＜生活面での支援＞

- カネミ倉庫の事業拡大を支援し、一時金の残余の支払いを促進

・2万トン規模の倉庫を活用した場合で、
一人当たり年間5万円程度を支払い

- 健康実態調査を実施し、支援金を支給

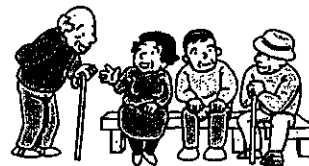
健康実態調査を当面毎年実施し、健康調査支援金を
一人当たり19万円 支給

※ 一時金の支払いと健康調査支援金により、一人当たり年間で24万円程度支給

＜認定範囲の拡大＞

- 診断基準を見直し、認定患者を拡大

認定患者
の方々



油症研究の促進

＜医療面での支援＞

- 将来にわたる安定的な医療費の支給を確保

・最大限、カネミ倉庫の有効かつ安定的な活用を図る。
※政府備蓄米の保管料収入
平成23年度:約1億4500万円
平成24年度見込:約2億円

- 窓口負担が不要となる油症患者受療券が利用可能な医療機関を拡大
※H25.1.21現在、323箇所

- 油症の症状・治療に関する最新の研究成果や医学的知見について、全国の医療機関に対する速やかな情報提供を推進

カネミ油症患者に対する総合的な支援策

カネミ油症患者の方々への支援については、昭和60年の三大臣（法務大臣、厚生大臣、農林水産大臣）による確認事項に基づき、政府として、研究・検診・相談事業の推進や政府備蓄米の保管委託によるカネミ倉庫の経営支援などを行ってきたが、カネミ油症患者の方々からの要望を踏まえ、引き続き、厚生労働省及び農林水産省が連携しつつ、以下の新たな総合的な支援策を実施する。

1. 将来にわたる安定的な医療費支給の確保

患者の方々からは、将来にわたって医療費がカネミ倉庫から確実に支払われるようにすることが、最も求められている。



これまで政府備蓄米の保管の委託により、カネミ倉庫の経営を支援しているが、今後とも、米穀の在庫管理の運営状況を随時確認しながら、保管料収入が確保されるよう、最大限、カネミ倉庫の有効かつ安定的な活用を図る。
(H23年度;約1億4500万円、H24年度見込;約2億円。)

2. カネミ倉庫の事業拡大支援を通じた一時金の残余の支払いのための措置

これまで認定患者には、カネカからの和解等に基づく見舞金（一人平均535万円）に加え、カネミ倉庫から和解等に基づく一時金（一人当たり500万円）のうち23万円が支払われているが、当該一時金の残余は、カネミ倉庫と患者との合意の下で、医療費の支払いを優先し強制執行しないこととされているため、未払いとなっている。

このような中で、カネミ倉庫に一定の経常利益が発生した場合には、可能な限り、当該一時金の残余が支払われるようにすることが望まれる。



カネミ倉庫による新たな倉庫の活用のための取組を支援するとともに、政府所有米の保管の委託数量の拡大等が図られることで、委託料収入の増加によるカネミ倉庫の支払い能力を拡大させた上で、毎年度カネミ倉庫の経営状況を確認しつつ、患者の方々の生活の支援のために、委託料収入の増加分が一時金の残余の支払いに適切に充てられるようにする。

※ 新たに2万トン規模の倉庫を活用した場合、一人当たり年間5万円程度

カネミ油症患者に対する総合的な支援策

3. 健康実態調査の実施と支援金の支給

患者の方々からは、ダイオキシン類の直接の経口摂取による健康被害という特殊性を踏まえ、油症の調査・研究を更に推進するよう求められている。



油症患者の健康実態調査を実施し、対象者に「健康調査支援金」(一人当たり19万円)を支給する。関係都道府県の協力を得ながら、当面、毎年実施する。

4. 診断基準の見直しによる認定範囲の拡大

患者の方々からは、家族内で認定結果が分かれているケースがあるため、「本来認定されるべき者が認定されていない」との声がある。



厚生労働省から油症治療研究班に対して、診断基準の見直しの検討を要請し、平成24年12月3日に改定。関係都道府県においては、新たな基準に基づき、認定手続きを行う。

5. 油症患者受療券が利用可能な医療機関の拡大等

患者の方々からは、油症患者受療券(※)を利用できる医療機関を拡大することが求められている。

※ 受療券を提示することにより、医療費の自己負担分が医療機関から直接カネミ倉庫に請求され、患者は窓口での自己負担の支払いが不要となる。



カネミ倉庫が個々の医療機関に要請して契約しているが、ニーズ調査を実施した上で、厚生労働省や関係都道府県等が医療関係団体や医療機関と調整し、受療券が利用可能な医療機関の拡大を図るとともに、受療券が利用可能な医療機関の一覧を作成し、周知を図る。さらに、厚生労働省及び関係都道府県等において、患者からの医療費の支払い等に関する相談について、カネミ倉庫への照会を行いつつ対応する。

6. 油症の症状及びその治療に関する情報提供の推進

患者の方々からは、油症の症状や治療法に詳しい医師が身近にいないとの声がある。



油症治療研究班に蓄積される最新の研究成果や医学的知見を、全国の医療機関に対して、ホームページ等により速やかに情報提供する。